



長野県報

1月28日(木)
平成22年
(2010年)
第2135号

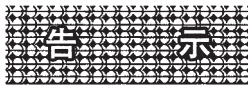
目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	1
平成10年長野県告示第587号(長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定)の一部改正(水大気環境課).....	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市計画課).....	2
建築基準法に基づく都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限の策定(建築指導課).....	3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	3
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課).....	3
一般競争入札(税務課).....	3
特定調達契約に係る落札者の決定(病院事業局).....	4
長野県労働委員会の委員の候補者の推薦の求め(労働雇用課).....	5
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	7
都市計画区域の変更(都市計画課).....	7
開発行為に関する工事の完了(5件)(建築指導課).....	9
一般競争入札(2件)(病院事業局).....	10
一般競争入札(2件)(環境政策課).....	11
正誤(障害福祉課).....	13



長野県告示第42号

平成22年2月17日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成22年1月28日

長野県知事 村井 仁

財政課

長野県告示第43号

平成10年長野県告示第587号(長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定)の一部を次のように改正します。

平成22年1月28日

長野県知事 村井 仁

本則の表の左右水道水源保全地区の項を次のように改める。

左右水道水源保全地区	長野市信州新町左右18137番1から7まで、18138番1から7まで、18141番1から2まで、18144番から18146番まで、18149番、18249番及び18251番から18254番までの区域
------------	---

本則の表中「長野県生活環境部公害課」を「長野県環境部水大気環境課」に、「上水内郡信州新町役場」を「長野市役所」に改める。

水大気環境課

長野県告示第44号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年1月28日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

境沢、宮沢、下カラ沢、贄川沢、上カラ沢、押込沢、崩沢、楡沢、クルミ沢、モチ沢、太田、母沢、綿沢1、綿沢2、マキヤ沢、大渡、天照沢、桑沢、川鳥沢、馬沢、ドウボラ沢、カツ沢1、池の沢、宮の沢、胡桃沢、カツ沢2、姥神沢、ヌルデ沢及び栃洞沢

2 指定の区域

塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第45号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年1月28日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

上カラ沢、崩沢、楡沢、クルミ沢、太田、綿沢1、綿沢2、大渡、桑沢、川鳥沢、馬沢、ドウボラ沢、胡桃沢、カツ沢2、姥神沢及びヌルデ沢

2 指定の区域

塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年1月28日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

桜沢1、桜沢2、桜沢3、片平1、片平2、若神子1、若神子2、折戸、大曲1、七軒町、大曲2、上原、下遠、贄川1、贄川上町、贄川2、贄川3、贄川4、贄川5、桃岡、長瀬1、長瀬2、長瀬3、長瀬4、長瀬5、南原1、南原2、南原3、南原4、橋

戸1、橋戸2、平沢、母沢、綿沢、三ノ段1、三ノ段2、大渡、天照沢1、天照沢2、観前1、観前2、栃窪、下城、下町1、下町2、下町3、上町1、上町2、上町3、上町4、上町5、糠沢、曲淵1、曲淵2、羽淵1、羽淵2、ぬるで及び萱ヶ平

2 指定の区域

塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第47号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年1月28日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

桜沢1、桜沢2、片平1、若神子1、若神子2、折戸、大曲1、上原、贄川1、贄川2、贄川4、贄川5、桃岡、長瀬1、長瀬2、長瀬3、長瀬4、長瀬5、南原1、南原2、南原3、南原4、橋戸1、橋戸2、平沢、母沢、綿沢、三ノ段1、三ノ段2、大渡、天照沢1、天照沢2、観前1、観前2、栃窪、下町2、下町3、上町1、上町2、上町3、上町4、糠沢、曲淵1、曲淵2、羽淵1、羽淵2、ぬるで及び萱ヶ平

2 指定の区域

塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年1月28日

長野県知事 村 井 仁

1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

佐久都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課、佐久市役所及び御代田町役場

都市計画課

長野県告示第49号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号による別表第3の5の項及び第56条第1項第2号ニの規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限を次のとおり定め、平成22年1月28日から施行します。

平成22年1月28日

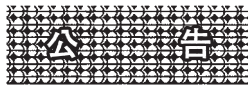
長野県知事 村井 仁

生活文化課NPO活動推進室

区 域		法第52条第1項第6号の規定による数値	法第53条第1項第6号の規定による数値	法第56条第1項第1号による別表第3の5の項の規定による数値	法第56条第1項第2号ニの規定による数値
新たに佐久都市計画区域に含まれる用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域(面積6,857ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域(面積236ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25

(備考) 別に示す図書は省略し、長野県建設部建築指導課、長野県佐久地方事務所建築課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供します。

建築指導課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年1月28日

長野県知事 村井 仁

- 申請のあった年月日
平成22年1月20日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人木曽川・水の始発駅
- 代表者の氏名
澤 頭 修 自
- 主たる事務所の所在地
木曽郡木祖村大字藪原1011番地
- 定款に記載された目的
この法人は、主として木祖村の、木曽川源流としての立地条件、街道を中心とした歴史・文化、山村特有の豊かな森林環境・自然資源・観光資源などを活用し、木祖村や各団体が進める木曽川の上下流交流事業の支援、木曽川に関わる河川環境や森林環境の整備、地域の自然資源・観光資源を活用した観光案内・体験イベン

ト・教育的活動、風土の特徴を活かした食に関する商品開発・販売などの事業を行なうとともに、主に村内に拠点がある会社や団体及び地域住民が主体となって活動している不特定多数の、個人や団体との情報交換・連携を密にして助言や支援を行ない、住民参加型の新たな山村地域ビジネスを開発・展開して、地域の活性化を図り、魅力ある地域の創造と地域の利益の増進に寄与することを目的とする。

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成22年1月28日

長野県知事 村井 仁

- 落札に係る物品等の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析計(ページ&トラップ法)2式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県総務部管財課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日
平成22年1月8日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 株式会社 北信理化
(2) 所在地 長野市アークス5番7号
- 落札金額
34,125,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成21年11月19日

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年1月28日

長野県知事 村井 仁

- 入札に付する事項
(1) 調達をする役務
自動車取得税及び自動車税申告書受付等業務
(2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
(3) 履行期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
(4) 履行場所
仕様書によります。
(5) 入札方法